

実務経験証明書の注意事項

実務経験証明書をご提出する方は、免許を受けた宅地建物取引業者としての経験又は宅地建物取引業者の下で勤務していた経験が、申請前 10 年以内で 2 年以上あることをご確認ください。

《申請者の注意事項》

- ・実務経験証明書は、実務経験先の宅地建物取引業者等が作成するものであり、申請者自らが作成されたと思われる証明書については、有効な証明書として扱いませんので、必ず証明者に作成・発行（証明事項を記載）してもらってください。
- ・申請者が宅地建物取引業者の代表者（役員を含む）である場合や、実務経験先が廃業している場合は、他の宅地建物取引業者（現在有効な免許業者であり、実務経験期間においても宅地建物取引業者であったもの）による証明に加え、実務経験期間の在職を確認できる社会保険受給資格証明書や源泉徴収票等が必要です。
- ・実務経験証明書が無い場合は、登録実務講習を修了し、その修了証明書の写しを添付することで、実務経験の要件を満たすことができます。

《証明者の注意事項》

- ・申請前 10 年間で 2 年以上の実務経験は、免許を受けた宅地建物取引業者としての経験又は宅地建物取引業者の下で勤務していた経験であり、以下の例）に該当するような宅地建物の取引に伴う一連の業務です。
例）顧客との交渉、物件調査、契約書等の作成、代金・手数料の授受の記載等
- ・受付、秘書、いわゆる総務、人事、経理、財務等の一般管理部門等の顧客と直接の接触がない部門に所属した期間及び、単に補助的な事務に従事した期間については実務経験に該当しません。また、不動産賃貸業（自社物件の賃貸業務）・駐車場賃貸業・不動産管理業も、宅地建物取引業の実務経験に該当しません。
- ・免許を受けた宅地建物取引業者の下で勤務していた者については、実務経験期間中、従業者名簿に記載され、従業者証明書を発行している必要があります。（宅建業法第 48 条）
- ・証明者が法人である場合は、代表者が証明書を作成・発行してください。
- ・記載内容について、個別に確認をさせていただく場合があります。